



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火曜日) 号外 第 23 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第6節 [略]</p> <p>第7節 自動車税 (第81条—第84条の9)</p> <p>第8節・第9節 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(納税通知書等の様式)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 所長は、納税者又は特別徴収義務者から前項の納付書又は納入書によらない文書により徴収金 (種別割に係る徴収金を除く。) を納付し、又は納入したい旨の申出を受けた場合には、当該文書が同項に定める納付書又は納入書に準ずるものであるときに限り、これを同項の納付書又は納入書に代えて使用させることができる。</p> <p>(徴収金の還付又は充当の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 法第 164条第6項及び第 165条第2項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合又は法第 164条第7項 (法第 165条第3項において準用する場合を含む。) の規定により当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(環境性能割に係る徴収金の徴収の囑託等)</u></p> <p>第20条の2 宮崎県税・総務事務所長は、環境性能割を納付すべき</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第6節 [略]</p> <p>第7節 自動車税 (第81条—第84条の7)</p> <p>第8節・第9節 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(納税通知書等の様式)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 所長は、納税者又は特別徴収義務者から前項の納付書又は納入書によらない文書により徴収金 (<u>自動車税</u>に係る徴収金を除く。) を納付し、又は納入したい旨の申出を受けた場合には、当該文書が同項に定める納付書又は納入書に準ずるものであるときに限り、これを同項の納付書又は納入書に代えて使用させることができる。</p> <p>(徴収金の還付又は充当の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>3 [略]</p>

者が、納期限を経過してもなお徴収金を納付しない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる所長に徴収の嘱託をするものとする。

(1) 当該滞納者の住所又は居所が県内にあるとき 当該滞納者の住所又は居所の所在地を所管する所長

(2) 当該滞納者の住所又は居所が県外にあるとき 当該滞納者が県外に転出する直前の住所又は居所の所在地を所管する所長

2 前項の規定は、法第13条の2第1項の規定によって繰上徴収をする場合又は法第16条の4第1項の規定によって保全差押金額を決定した場合について準用する。

3 前2項の規定によって徴収の嘱託を受けた所長は、当該滞納者に対し、その旨通知しなければならない。

4 宮崎県税・総務事務所長は、第1項及び第2項の規定によって徴収の嘱託をした後において、当該徴収金の全部又は一部についてその徴収の嘱託を取り消す必要がある場合は、速やかに、徴収の嘱託をした所長に通知しなければならない。

(納税管理人の申告等)

第24条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、第153条第1項及び第190条第1項並びに第745条第1項において準用する第355条第1項の規定により納税管理人の申告又は申請をすべき納税義務者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税義務者等」という。）は、納税管理人申告（申請）書（別記様式第38号）を所長に提出しなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合も、同様とする。

2 [略]

3 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第153条第2項及び第190条第2項並びに第745条第1項において準用する第355条第2項の規定により納税義務者等に係る県税の徴収の確保に支障がないことについての認定の申請をする納税義務者等は、納税管理人不設置申請書（別記様式第38号の3）を所長に提出しなければならない。

4・5 [略]

(過料処分の決定通知)

第25条 知事は、条例第21条、第35条、第39条、第42条の5、第63の3、第64条、第69条及び第85条の4の規定によって過料を科する場合においては、過料処分決定通知書（別記様式第39号）によって通知するとともに、納入通知書（別記様式第40号）によって、その発付の日から起算して10日を経過した日を納期限と定め、納入の告知をしなければならない。

(災害による種別割及び鉾区税の減免)

第30条 条例第23条の表第7号に掲げる者に対する種別割の減免については、その者の所有に係る自動車（法第147条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車であって、その者の使用に係るものを含む。）について、災害を受けた日の属する年度分の種別割の税額の2分の1の額を軽減する。

2 [略]

3 前2項の規定により、種別割又は鉾区税の軽減を受けようとする者は、災害のやんだ日から60日以内に、自動車税種別割（鉾区税）軽減申請書（別記様式第70号）を所長に提出しなければならない。

(種別割の非課税の対象となる法人)

第81条 [略]

(種別割の非課税の承認申請)

(納税管理人の申告等)

第24条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、第151条第1項及び第190条第1項並びに第745条第1項において準用する第355条第1項の規定により納税管理人の申告又は申請をすべき納税義務者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税義務者等」という。）は、納税管理人申告（申請）書（別記様式第38号）を所長に提出しなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合も、同様とする。

2 [略]

3 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第151条第2項及び第190条第2項並びに第745条第1項において準用する第355条第2項の規定により納税義務者等に係る県税の徴収の確保に支障がないことについての認定の申請をする納税義務者等は、納税管理人不設置申請書（別記様式第38号の3）を所長に提出しなければならない。

4・5 [略]

(過料処分の決定通知)

第25条 知事は、条例第21条、第35条、第39条、第42条の5、第64条、第69条及び第85条の4の規定によって過料を科する場合においては、過料処分決定通知書（別記様式第39号）によって通知するとともに、納入通知書（別記様式第40号）によって、その発付の日から起算して10日を経過した日を納期限と定め、納入の告知をしなければならない。

(災害による自動車税及び鉾区税の減免)

第30条 条例第23条の表第7号に掲げる者に対する自動車税の減免については、その者の所有に係る自動車（法第147条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車であって、その者の使用に係るものを含む。）について、災害を受けた日の属する年度分の自動車税の税額の2分の1の額を軽減する。

2 [略]

3 前2項の規定により、自動車税又は鉾区税の軽減を受けようとする者は、災害のやんだ日から60日以内に、自動車税（鉾区税）軽減申請書（別記様式第70号）を所長に提出しなければならない。

(自動車税の非課税の対象となる法人)

第81条 [略]

(自動車税の非課税の承認申請)

第81条の2 条例第60条の2第1項ただし書の規定により、非課税の承認を受けようとする者は、自動車税種別割非課税承認申請書（別記様式第193号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税種別割非課税承認（否認）通知書（別記様式第194号）によって通知しなければならない。

3 [略]

（環境性能割修正申告書の様式）

第82条 法第161条第2項に規定する環境性能割の修正申告書は、別記様式第195号による。

（種別割報告書の様式）

第83条 [略]

（環境性能割の非課税対象路線）

第83条の2 条例附則第11条の規則で定める路線は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、県からその運行の用に供する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バスを運行の用に供する路線とする。
（譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の徴収猶予の申告手続）

第83条の3 法第164条第2項の規定により徴収猶予の申告をしようとする者は、自動車税環境性能割徴収猶予申告書（別記様式第195号の3）に当該事実を証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

（種別割の納税証明）

第84条 所長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者から、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付の申請があった場合においては、当該請求に係る種別割に滞納がないとき、又は滞納の原因が天災その他やむを得ない事由によるものであるときに限り、自動車税種別割納税証明書（別記様式第196号）を交付しなければならない。

2 所長は、当該請求に係る種別割の税額が確定していない場合においては、前項の証明書に納付すべき税額が確定していない旨を記載して交付しなければならない。

（環境性能割の減免）

第84条の3 条例第64条の2及び第64条の7に規定する自動車の取得に対する環境性能割の減免については、当該環境性能割の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第64条の2の規定による環境性能割の減免については、250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に要した額を加算した額に、法第157条又は法附則第12条の2の12及び第12条の2の13の規定を適用して算出した額を上限として減免する。

2 条例第64条の4に規定する自動車の取得に対する環境性能割の減免については、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める税額を減免するものとする。

（1）構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものの取得 全額

（2）構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、構造上身体障害者等以外の者の利用にも併せ

第81条の2 条例第60条の2第1項ただし書の規定により、非課税の承認を受けようとする者は、自動車税非課税承認申請書（別記様式第193号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税非課税承認（否認）通知書（別記様式第194号）によって通知しなければならない。

3 [略]

第82条 削除

（自動車税報告書の様式）

第83条 [略]

（自動車税の納税証明）

第84条 所長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者から、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付の申請があった場合においては、当該請求に係る自動車税に滞納がないとき、又は滞納の原因が天災その他やむを得ない事由によるものであるときに限り、自動車税納税証明書（別記様式第196号）を交付しなければならない。

2 所長は、当該請求に係る自動車税の税額が確定していない場合においては、前項の証明書に納付すべき税額が確定していない旨を記載して交付しなければならない。

第84条の3 削除

て供するものの取得 当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更を要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車て営業用のものの取得 当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等が運転するための構造変更を要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額

3 前2項の規定により、環境性能割の減免を受けようとする者は、自動車税環境性能割申告書の提出の際に、当該申告書とあわせて自動車税環境性能割減免申請書(別記様式第 196号の2)を宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。ただし、条例第64条の2又は第64条の4の規定により環境性能割の減免を受けようとする者で、当該申請書を当該申告書の提出の際に提出できない特別の事情があったと認められたものは、この限りでない。

4 前項の場合において、既に環境性能割につき条例第64条の2に規定する減免を受けたことがある申請者は、当該申請の直前に受けた減免に係る自動車を使用及び所有していないことを証する書類を添付しなければならない。

5 宮崎県税・総務事務所長は、第3項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税環境性能割減免承認(否認)決定通知書(別記様式第 196号の2の2)によって通知しなければならない。

(種別割の減免の対象となる自動車)

第84条の4 条例第66条第2号に規定する公益上その他特別の事情により種別割の減免を必要とすると認める自動車て規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)~(5) [略]

(種別割の減免)

第84条の5 条例第64条の3、第64条の5、第65条又は第66条の規定による種別割の減免については、当該種別割の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第64条の3の規定による種別割の減免については、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額(種別割の賦課期日以後に納税義務が発生した者にあつてはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にあつてはその消滅した月までの月割をもって計算した額に相当する額)を上限として減免する。

(1)・(2) [略]

2 条例第64条の6に規定する中古自動車販売業者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とし、同条の規定による種別割の減免については、種別割の年税額の12分の3に相当する額(法第 177条の10第2項の規定により月割をもって課する種別割の税額が当該種別割の年税額の12分の3に満たない場合にあつては、月割をもって課する種別割の税額に相当する額)を免除するものとする。

(1) 減免対象自動車を含め当該中古自動車販売業者に係る種別割について滞納がないこと及び当該年度に係る種別割について納期内に納付していること。

(2)・(3) [略]

3 前2項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、自動車税種別割減免申請書(別記様式第 196号の2の3)を、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては現金により種別割額に相当する金額を納付することによってその税金を払い込むこととされている際に所長に提出しなければならない。ただし、条

(自動車税の減免の対象となる自動車)

第84条の4 条例第66条第2号に規定する公益上その他特別の事情により自動車税の減免を必要とすると認める自動車て規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)~(5) [略]

(自動車税の減免)

第84条の5 条例第64条の3、第64条の5、第65条又は第66条の規定による自動車税の減免については、当該自動車税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第64条の3の規定による自動車税の減免については、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額(自動車税の賦課期日以後に納税義務が発生した者にあつてはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にあつてはその消滅した月までの月割をもって計算した額に相当する額)を上限として減免する。

(1)・(2) [略]

2 条例第64条の6に規定する中古自動車販売業者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とし、同条の規定による自動車税の減免については、自動車税の年税額の12分の3に相当する額(法第 157条第2項の規定により月割をもって課する自動車税の税額が当該自動車税の年税額の12分の3に満たない場合にあつては、月割をもって課する自動車税の税額に相当する額)を免除するものとする。

(1) 減免対象自動車を含め当該中古自動車販売業者に係る自動車税について滞納がないこと及び当該年度に係る自動車税について納期内に納付していること。

(2)・(3) [略]

3 前2項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、自動車税減免申請書(別記様式第 196号の2の3)を、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては現金により自動車税額に相当する金額を納付することによってその税金を払い込むこととされている際に所長に提出しなければならない。ただし、条例

例第64条の3又は第64条の5の規定により種別割の減免を受けようとする者で、当該申請書を提出期限までに提出できない特別の事情があったと認められたものは、この限りでない。

4 前項の規定中普通徴収の方法によって徴収される種別割に関する規定は、第1項の規定により当該年度の前年度において種別割の減免を受けた者並びに当該自動車について条例第64条の2、第64条の4（第84条の3第2項第1号に規定する自動車の取得に限る。）及び第64条の7の規定により当該年度の前年度において環境性能割の減免を受けた者で当該年度の賦課期日において減免の事由に変更がないものについては、適用しない。この場合において、当該自動車税種別割減免申請書は、前項の規定により提出されたものとみなす。

5 所長は、第3項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税種別割減免承認（否認）通知書（別記様式第196号の3）によって通知しなければならない。

6 前項の規定により減免の承認の通知を受けた者は、当該承認を受けた自動車が条例第64条の3、第64条の5、第64条の6、第65条又は第66条の規定による種別割の減免事由に該当しなくなったときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

（環境性能割の納付義務の免除又は還付の手続）

第84条の6 法第164条第1項若しくは第6項又は法第165条第1項若しくは第2項の規定により納付義務の免除又は還付を受けようとする者は、自動車税環境性能割納付義務免除（還付）申請書（別記様式第196号の3の2）に当該納付義務の免除（還付）の理由に該当することを証明する書類を添えて宮崎県税・総務事務所長に提出しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所長は、前項の申請に対しその承認又は否認を決定した場合においては、自動車税環境性能割納付義務免除（還付）申請に対する決定通知書（別記様式第196号の3の3）によって通知しなければならない。

（種別割の納付義務免除の申告等）

第84条の7 法第11条の9第2項の規定により種別割の納付義務の免除を受けようとする者は、同項の規定に該当することとなった日から30日以内に、自動車税種別割納付義務免除申告書（別記様式第196号の4）に、納付義務の免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申告に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税種別割納付義務免除承認（否認）決定通知書（別記様式第196号の5）によって通知しなければならない。

（環境性能割に係る更正又は決定の通知等）

第84条の8 宮崎県税・総務事務所長は、法第168条第4項の規定により環境性能割に係る更正又は決定の通知をする場合は、自動車税環境性能割更正（決定）通知書（別記様式第196号の6）によって通知しなければならない。

2 宮崎県税・総務事務所長は、法第171条第7項の規定により環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第172条第5項の規定により重加算金額の決定の通知をするときは、自動車税環境性能割更正（決定）通知書又は自動車税環境性能割過少申告・不申告・重加算金決定通知書（別記様式第196号の7）によって通知しなければならない。

（環境性能割額の交付額の算定に用いる資料に関する報告）

第84条の9 市町村長は、省令第9条の14の規定により、環境性能割額の交付額の算定に用いる道路延長及び道路面積に関する資料その他必要な資料を、別に定めるところにより知事に報告しなけ

第64条の3又は第64条の5の規定により自動車税の減免を受けようとする者で、当該申請書を提出期限までに提出できない特別の事情があったと認められたものは、この限りでない。

4 前項の規定中普通徴収の方法によって徴収される自動車税に関する規定は、第1項の規定により当該年度の前年度において自動車税の減免を受けた者で当該年度の賦課期日において減免の事由に変更がないものについては、適用しない。この場合において、当該自動車税減免申請書は、前項の規定により提出されたものとみなす。

5 所長は、第3項の申請に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税減免承認（否認）通知書（別記様式第196号の3）によって通知しなければならない。

6 前項の規定により減免の承認の通知を受けた者は、当該承認を受けた自動車が条例第64条の3、第64条の5、第64条の6、第65条又は第66条の規定による自動車税の減免事由に該当しなくなったときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

第84条の6 削除

（自動車税の納付義務免除の申告等）

第84条の7 法第11条の10第2項の規定により自動車税の納付義務の免除を受けようとする者は、同項の規定に該当することとなった日から30日以内に、自動車税納付義務免除申告書（別記様式第196号の4）に、納付義務の免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申告に対し、その承認又は否認を決定したときは、自動車税納付義務免除承認（否認）決定通知書（別記様式第196号の5）によって通知しなければならない。

(注)(1) この申請書には、次の書類を添付してください。
受贈者が贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(贈与税の納税の猶予を受けることとなる受贈者についてはその必要はありません。)

(2) (イ)の欄の不動産取得税額は、次の計算式によって計算してください。

$$\left[\begin{array}{l} \text{徴収予定} \\ \text{されている} \\ \text{不動産} \\ \text{取得税額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{受贈者が譲渡等をした農地} \\ \text{等の贈与税(贈与税の納税} \\ \text{の猶予を受けることとな} \\ \text{らない受贈者にあつては不} \\ \text{動産取得税額)における価格} \\ \text{贈与を受けた農地等の贈与} \\ \text{税(贈与税の納税の猶予を} \\ \text{受けることとならない受贈} \\ \text{者にあつては不動産取得税} \\ \text{)における価格} \end{array} \right]$$

(注)(1) この申請書には、次の書類を添付してください。
受贈者が贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書

(2) (イ)の欄の不動産取得税額は、次の計算式によって計算してください。

$$\left[\begin{array}{l} \text{徴収予定} \\ \text{されている} \\ \text{不動産} \\ \text{取得税額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{受贈者が譲渡等をした農地} \\ \text{等の贈与税(贈与税の納税} \\ \text{の猶予を受けることとな} \\ \text{らない受贈者にあつては不} \\ \text{動産取得税)における価格} \\ \text{贈与を受けた農地等の贈与} \\ \text{税(贈与税の納税の猶予を} \\ \text{受けることとならない受贈} \\ \text{者にあつては不動産取得税} \\ \text{)における価格} \end{array} \right]$$

別記様式第 193号中「自動車税種別割非課税承認申請書」を「自動車税非課税承認申請書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記様式第 194号中「自動車税種別割非課税承認(否認)通知書」を「自動車税非課税承認(否認)通知書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記様式第 195号を次のように改める。

様式第 195号 削除

別記様式第 195号の 3 を削る。

別記様式第 196号中「自動車税種別割納税証明書(車検用)」を「自動車税納税証明書(車検用)」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記様式第 196号の 2 (その 1) を別記様式第 196号の 2 とし、同様式を次のように改める。

様式第 196号の 2 削除

別記様式第 196号の 2 (その 2) を削る。

別記様式第 196号の 2 の 2 を次のように改める。

様式第 196号の 2 の 2 削除

別記様式第 196号の 2 の 3 (その 1) (表) 中「年度自動車税種別割減免(取消)申請書」を「年度自動車税減免(取消)申請書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に、

「

自 種 別 車 税 割

」を「

自 動 車 税

」に改め、同様式(裏)中「運転免許証(両面コピー可)」を「運転免許証(両面コピー可)又はマイナ免許証の免

許情報を出力したもの」に、「自動車税種別割減免申請理由証明(願)書」を「自動車税減免申請理由証明(願)書」に、「自動車税種別割等に係る常時介護証明書」を「自動車税に係る常時介護証明書」に、「自動車税種別割減免申請理由証明書」を「自動車税減免申請理由証明書」に改める。

別記様式第 196号の 2 の 3 (その 2) から別記様式第 196号の 2 の 3 (その 3 の 2) までの規定中「年度自動車税種別割減免申請書」を「年度自動車税減免申請書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">様式第 196号の 2 の 3 (その 4) (第84条の 4 関係)</p> <p style="text-align: center;">自動車税種別割減免申請書(過疎バス関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">年度分の自動車税種別割の減免を受けたいので、宮崎県税条例施行規則第84条の 5 第 3 項の規定により下記のとおり申請します。</p> <p>[略]</p> </div>	<p style="text-align: center;">様式第 196号の 2 の 3 (その 4) (第84条の 4 関係)</p> <p style="text-align: center;">自動車税減免申請書(過疎バス関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">年度分の自動車税の減免を受けたいので、宮崎県税条例施行規則第84条の 5 第 3 項の規定により下記のとおり申請します。</p> <p>[略]</p> </div>

<p style="text-align: center;">[略]</p> <p>裏面 (記載要領)</p> <p>1 「減免対象バス車両の総数」は、次の算式によって得た数とする。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>(注)(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 「年間走行キロ数」とは、次の算式によって算定したものであること。</p> <p style="text-align: center;">年間走行キロ数＝系統別免許キロ数×当該系統の1日当たり運行回数×年間運行日数×2</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 減免対象バス車両の指定等の表には、各車両ごとに、<u>自動車税種別割</u>の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条の規定による乗務記録によって地域間幹線系統走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の数式により計算した地域間幹線系統走行率の高いものから順次1の減免対象バス車両の総数までのバス車両について記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>	<p style="text-align: center;">[略]</p> <p>裏面 (記載要領)</p> <p>1 「減免対象バス車両の総数」は、次の算式によって得た数とする。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>(注)(1)・(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">(3)・(4) [略]</p> <p>2 減免対象バス車両の指定等の表には、<u>車両ごとに、自動車税</u>の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条の規定による乗務記録によって地域間幹線系統走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の数式により計算した地域間幹線系統走行率の高いものから順次1の減免対象バス車両の総数までのバス車両について記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>
---	---

別記様式第 196号の 3 中「自動車税種別割減免承認（否認）通知書」を「自動車税減免承認（否認）通知書」に、「自動車税種別割減免申請」を「自動車税減免申請」に改める。

別記様式第 196号の 3 の 2 及び別記様式第 196号の 3 の 3 を削る。

別記様式第 196号の 4 中「自動車税種別割納付義務免除申告書」を「自動車税納付義務免除申告書」に、「地方税法第11条の9第2項」を「地方税法第11条の10第2項」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記様式第 196号の 5 中「自動車税種別割納付義務免除承認（否認）決定通知書」を「自動車税納付義務免除承認（否認）決定通知書」に、「自動車税種別割納付義務免除申告」を「自動車税納付義務免除申告」に改める。

別記様式第 196号の 6 及び別記様式第 196号の 7 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

2 この規則による改正後の宮崎県税条例施行規則の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和7年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(用紙に関する経過措置)

4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。